

神奈川県立磯子工業高等学校

学 則

令和 4 年 4 月 1 日 施行

目 次

第1章	総則（第1条～第5条）	……	1
第2章	学年・学期・休業日等（第6条～第11条）	……	1
第3章	教育課程及び教科書等（第12条～第15条）	……	2
第4章	修了・単位の修得・卒業等の認定等（第16条～第22条）	……	3
第5章	入学・転学・転籍・留学・休学・退学等（第23条～第37条）	……	4
第6章	賞罰（第38条・第39条）	……	6
第7章	授業料等（第40条）	……	6
第8章	職員組織（第41条）	……	6
第9章	補則（第42条）	……	6
附 則		……	6
別 表		……	8

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本校は、神奈川県立磯子工業高等学校と称する。

(目 的)

第2条 本校は、全日制の課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び工業に関する専門教育を施すことを、単位制による定時制の課程においては、中学校における教育の基礎の上に、一人ひとりの個性の伸長と人間形成の推進を図り、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び幅広い分野の専門教育を総合的に施すことを目的とする。

(位 置)

第3条 本校は、横浜市磯子区森5丁目24番1号に置く。

(課程・学科及び生徒定員)

第4条 本校の課程及び学科は、次のとおりとし、生徒の定員は別に定めるところによる。

課 程	学 科
全 日 制 の 課 程	機 械 科
	電 気 科
	建 設 科
	化 学 科
単位制による定時制の課程(夜間)	総 合 学 科

2 前項に規定する単位制による定時制の課程とは、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第103条第1項の規定により学年による教育課程の区分を設けない定時制の課程をいう。

(修業年限等)

第5条 本校の全日制の課程の修業年限は、3年とする。

2 本校の単位制による定時制の課程の修業年限は、3年又は4年とする。

3 生徒が本校に在学することができる年数は、全日制の課程にあつては6年、単位制による定時制の課程にあつては8年とする。ただし、校長が6年又は8年を超えて在学することについて特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

第 2 章 学年・学期・休業日等

(学 年)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 全日制の課程の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

2 単位制による定時制の課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日(第3号に該当するものを除く。次号において同じ。)

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始、夏季、冬季、学年末等の休業として校長があらかじめ教育長に届け出た日

(4) 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条に規定する体験的学習活動等休業日として校長が別に定める日(前3号に該当するものを除く。)

2 前項第3号及び第4号に規定する休業日の日数は、第6条に定める学年で通算して60日以内とする。

(振替授業)

第9条 教育の実施上特別の事情があるときは、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることがある。

(休業日の授業)

第10条 校外における実習や特定の期間に行う選択制の授業等教育の実施上特に必要と認める場合は、休業日に授業を行うことがある。

(臨時休業)

第11条 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第 3 章 教育課程及び教科書等

(教育課程)

第12条 教育課程は、高等学校学習指導要領の基準により、校長が編成する。

第13条 各教科に属する科目及び総合的な探究の時間に係る単位数並びに特別活動のうちホームルーム活動に係る授業時数は、校長が別に定める。

(教科書等)

第14条 本校で使用する教科書(教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条に規定する教科書をいう。)は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が採択したものとする。

第15条 前条に規定する教科書がない場合は、校長が選定する他の適切な教科用図書を使用することがある。

第 4 章 修了・単位の修得・卒業等の認定等

(修了等の認定)

- 第16条 校長は、全日制の課程の各学年の課程の修了又は卒業の認定を行うに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行う。
- 2 校長は、単位制による定時制の課程において、各教科に属する科目の履修、単位の修得又は卒業の認定を行うに当たっては、生徒の出席状況その他の平素の成績を評価してこれを行う。
- 3 校長は、単位制による定時制の課程において必要と認めるときは、学期の区分に応じ、各教科に属する科目の履修、単位の修得又は卒業の認定を行うことがある。

(卒業の認定及び卒業証書の授与)

- 第17条 校長は、全日制のすべての課程を修了した生徒に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。
- 2 校長は、単位制による定時制の課程において、一定の年数以上修業し、別に定める所定の数の単位を修得した生徒に対し、卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(過去に在学した高等学校において修得した単位)

- 第18条 校長は、単位制による定時制の課程に在学する生徒が過去に在学した高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下「高等学校等」という。）において単位を修得しているときは、当該修得した単位の数を本校の卒業に必要な単位の数のうちに加えることがある。

(他の高等学校等での科目の履修)

- 第19条 校長は、本校の生徒が他の高等学校等の教科に属する科目を修得し、当該他の高等学校等の校長がその単位の修得を認定したときは、認定を受けた当該単位を生徒の卒業に必要なとされる単位の数のうちに加えることがある。

(他の高等学校等の生徒の科目の履修)

- 第20条 校長は、他の高等学校等の生徒が本校の一部の教科に属する科目を履修することが、教育上有益と認めるときは、これを許可することがある。
- 2 校長は、前項の場合において、他の高等学校等の生徒が履修した教科に属する科目について、その単位の修得を認定することがある。

(卒業認定等の基準)

- 第21条 前5条に規定する修了、単位の修得、卒業の認定等に関する基準及び手続は、校長が別に定める。

(原級留め置き)

- 第22条 校長は、全日制の課程に在学する生徒で当該学年における所定の教育課程を修了することができなかつた生徒について、教育上必要があるときは、その者を原級に留め置くことがある。

第 5 章 入学・転学・転籍・留学・休学・退学等

(入学資格)

第 23 条 本校の第 1 学年に入学することができる者は、次の各号の 1 に該当する者でなければならない。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 9 年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (6) 校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

(編入学資格等)

第 24 条 全日制の課程に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

- 2 単位制による定時制の課程に編入学を許可される者は、相当年齢に達し、本校で履修すべき各教科に属する科目について、既に本校に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 校長は、前項に規定する編入学を許可するに当たっては、在学すべき期間を指定してこれを許可する。

(入学の志願)

第 25 条 本校に入学を志願する者は、指定された期間内に入学願書その他所定の書類を校長に提出するとともに、入学検定料を納付しなければならない。

(入学の許可・入学者の選抜)

第 26 条 入学は校長が許可する。

- 2 選抜は教育委員会の定めるところに従い、校長が行う。
- 3 編入学者の選抜は、校長が別に行う。

(入学の手続)

第 27 条 選抜に合格した者は、指定された日までに、本校所定の書類を校長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

(転学)

第 28 条 校長は、他の高等学校から本校に転入学を志望する生徒があるときは、教育上支障がないと認める場合に限り、転入学を許可することができる。

- 2 校長は、単位制による定時制の課程への転入学の許可を行うに当たっては、当該生徒が既に修得した単位の数及び在学した期間に応じた相当の期間を在学すべき期間として指定する。
- 3 転入学を志望する生徒は、転入学願書その他所定の書類を校長に提出しなければならない。
- 4 転入学の選抜は、校長がこれを行う。

第29条 他の高等学校に転学を志望する生徒は、転学願を校長に提出しなければならない。

(転 籍)

第30条 校長は、本校の全日制の課程及び単位制による定時制の課程相互の間において転籍を希望する生徒があるときは、転籍させることがある。

(留 学)

第31条 校長は、生徒が外国の高等学校への留学を志望するときは、教育上有益と認める場合に、留学を許可することがある。

- 2 留学を志望する生徒は留学願を校長に提出しなければならない。
- 3 留学についてのその他の取扱いは校長が別に定める。

(休学・退学)

第32条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により休学し、または退学しようとするときは、保護者等は、休学または退学願に医師の診断書等その理由を証明する書類を添えて校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は生徒に休養又は療養の必要があると認められるときは、休学を命ずることがある。
- 3 休学の期間は、学年の終わりまでとし、継続の必要があるときは、改めて許可を受けなければならない。ただし、通じて2年を超えることはできない。

(復学及び再入学)

第33条 休学中の生徒が、休学の理由が消滅したことにより、又は休学期間が満了したことにより復学しようとするときは、保護者等は、復学願に医師の診断書等その事実を証する書類を添えて、校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 中途退学した生徒が再入学しようとするときは、再入学願その他所定の書類を校長に提出しなければならない。
- 3 再入学者の選抜は、校長がこれを行う。

(欠 席)

第34条 生徒が疾病その他やむを得ない理由により欠席するときは、保護者等は、校長に届けなければならない。

(出席停止)

第35条 校長は、生徒が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときは、その生徒に対し出席停止を命ずることがある。

(忌 引)

第36条 校長は、生徒が親族の死亡により忌引を願い出たときは、別表の忌引日数基準により許可する。

(氏名又は住所の変更)

第37条 生徒は、氏名又は住所に変更等身上事項について異動があったときは、すみやかに校長に届け出なければならない。保護者についての身上事項の異動についても同様とする。

第 6 章 賞 罰

(表 彰)

第 38 条 校長は、他の生徒の模範となる行為のあった生徒を表彰することがある。

(懲 戒)

第 39 条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることがある。

2 懲戒は、その程度により訓告、謹慎、停学及び退学とする。ただし退学は、次の各号の 1 に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第 7 章 授 業 料 等

(授業料等)

第 40 条 入学検定料、入学料及び授業料の取扱については、県立学校の授業料等の徴収に関する条例（昭和 33 年県条例第 3 号）の定めるところによる。

2 校長は正当な理由がなく授業料が納付期限までに納付されないときは、当該生徒に対して出席の停止または退学の処分を行うことがある。

第 8 章 職 員 組 織

(職員組織)

第 41 条 本校の職員組織は別に定めるところによる。

第 9 章 補 則

(補 則)

第 42 条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

- 1 この学則は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度における第 7 条第 1 項の規定の適用については、同項中「4 月 1 日から 7 月 31 日まで」とあるのは「4 月 1 日から 8 月 30 日まで」と、同項中「8 月 1 日から 12 月 31 日まで」とあるのは「8 月 31 日から 12 月 31 日まで」とする。
- 3 令和 2 年度における第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「60 日以内」とあるのは「40 日以内」とする。

附 則

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和58年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和60年3月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和63年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成4年9月17日から施行する。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

ただし、第7条の改正規定中定時制の課程に係る部分は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日において、本校に在学する生徒の在学年限については、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、改正後の第5条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒
平成26年3月31日

- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に全日制の課程に入学した生徒
平成27年3月31日
- (3) 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に定時制の課程に入学した生徒
平成27年3月31日
- (4) 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に単位制による定時制の課程に
入学した生徒 平成28年3月31日
- (5) 平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に単位制による定時制の課程に
入学した生徒 平成29年3月31日
- (6) 第1号及び第2号に掲げる期間以外の期間に全日制の課程に入学した生徒
平成25年3月31日
- (7) 第3号から第5号までに掲げる期間以外の期間に定時制の課程に入学した生徒
平成26年3月31日

附 則

この学則は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の規定は、平成31年4月1日以降に高等学校に入学する生徒（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第91条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程から適用し、同日前に高等学校に入学した生徒（同日以降に同条の規定により入学する生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程については、なお従前の例による。

別 表 （第36条関係）

	死 亡 し た 者	日 数
忌	1 親等の直系尊属（父・母）	7日
	2 親等の直系尊属（祖父母）	3日
引	2 親等の傍系者（兄弟・姉妹）	3日
	3 親等の傍系尊属（伯父伯母）	1日

附 則

この学則は、令和2年 7月22日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年 4月 1日から施行する。